令和4年度 第1回

吹田市立老人デイサービスセンター指定管理者候補者選定委員会 (議事録)

1 開催日時・場所

日時 令和 4 年 10 月 6 日 (木) 午前 10 時から正午まで 場所 吹田市役所 特別会議室

- 2 出席委員
 - (1)森 直人 吹田市医師会 理事 (学識経験者)
 - (2) 井元 真澄 梅花女子大学 教授 (学識経験者)
 - (3)上村 美佐子 大阪府社会保険労務士会 労務監査推進特別部会員 (学識経験者)
 - (4) 岩脇 ちゑの 吹田市民生・児童委員協議会 会計 (市内の福祉を目的とする公共的団体の代表者)
 - (5) 鷺 明美 近畿税理士会吹田支部 正会員 (公認会計士、税理士その他会計に関し専門的知識 又は経験を有する者)
- 欠席委員
 なし
- 4 会議次第
 - (1) あいさつ
 - (2) 委員長及び副委員長の選任
 - (3) 諮問
 - (4) 第三者モニタリング・評価について
 - (5) ヒアリング
 - (6) その他
- 5 添付資料
 - 【資料 1】指定管理者制度導入施設の第三者モニタリング・評価シート
 - 【資料 2】吹田市介護老人保健施設等第三者モニタリング・評価について(答申)
 - 【参考資料 1】条例、協定書、指定管理者募集要項等
 - 【参考資料 2】雇用契約書、勤務表等

【参考資料 3】事業報告書、決算書等

【参考資料 4】指定管理者指定申請書(平成30年度募集時)

【参考資料 5】指定管理者制度導入施設のモニタリング・評価シート(市実施)

【参考資料 6】指定管理者制度導入施設の管理運営状況総合評価シート

6 議事の概要

【委嘱状確認】

【高齢福祉室長挨拶】

【委員紹介、事務局紹介】

【委員長、副委員長の選任】

【諮問書交付】

委員長

それでは、進行を代わらせていただきます。

事務局からの御説明にもありましたとおり、本選定委員会では、指定管理者による吹田市立老人デイサービスセンターの管理運営業務の評価について、審議を行います。審議の進め方ですが、事務局から事前に資料をお配りいただいておりますので、まずは事務局より配付資料の説明をいただき、併せて、審議の進め方についても御提案いただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

各委員

異議なし。

委員長

それでは、事務局よりお願いいたします。

事務局

【審議の進め方について説明】

委員長

説明が終わりました。御意見や御質問があればお願いいたします。

(なし)

それでは、審議の進め方については、ただいま事務局から御提案いただいた内容を基に 進めるということでよろしいでしょうか。

各委員

異議なし。

委員長

異議なしのことですので、本案を承認いたします。

それでは、次第に沿いまして、事務局から、「吹田市立老人デイサービスセンターにおける、指定管理者及び市のモニタリング・評価の説明」をお願いいたします。

各委員におかれましては、評価の説明を受けながら、併せてお手元の【資料 1】評価シートへの記入をお願いします。

事務局

それでは、最初に吹田市立内本町デイサービスセンター、次に吹田市立亥の子谷デイサービスセンターの評価の説明とさせていただきます。評価の説明の前に、吹田市立内本町デイサービスセンターの指定管理者の方々に入室していただきます。

【指定管理者の方々の紹介】

それでは、評価の説明をさせていただきます。

【指定管理者及び市のモニタリング・評価の説明】

委員長

説明が終わりました。それでは、次に評価項目「1 管理運営体制」につきまして、専門家の委員から評価した内容の講評をいただきます。委員お願いいたします。

委員

「1 管理運営体制 | の講評

評価基準: 当施設の人員体制に関して、雇用契約、労働時間等が労働関係法令を遵守 したものであるか。

【就業規則、雇用契約書、賃金規定ほか各規則・規定等を基に講評。】

①就業規則において定年を法定年齢を上回る65歳としており優れている。 また非常勤職員規程において、70歳まで再雇用の規程を設けており70歳までの 就労機会の確保措置の努力義務も満たしており十分である。

- ②育児介護休業規程について令和3年度以降の法改正に対応できていないため改定することが望ましい。
- ③有期雇用労働者の雇用契約書については「雇用管理の改善等に関する窓口」を設置 して通知記載すること。

委員長

委員講評ありがとうございました。それでは、次に評価項目「4 サービス提供の継続性及び安定性」につきまして、専門家の委員から評価した内容の講評をいただきます。 委員お願いいたします。

委員

「4 サービス提供の継続性及び安定性」の講評

評価基準:サービス提供の継続性及び安定性に関して、

- ・施設の管理運営に係る経営状況が健全であり、継続的かつ安定的なサービス提供が可能であるか。
- ・団体本体の財務状況も健全であり、引き続き、安定的かつ継続的な管理 運営を行うことが可能であるか。

【活動計算書、損益計算書、貸借対照表等を基に講評。】

- ①収支計算書の経常収支が黒字でその金額も大きく、効率的な運営がなされている。
- ②財務の指導がいずれも基準より大きく上回って良い数字である。

委員長

委員講評ありがとうございました。それでは、次にヒアリングを通して【資料 1】評価 シートを完成していただきます。御質問があればお願いいたします。

委員

細かいところについて、何点かお聞きしますので、よろしくお願いいたします。

まず雇用契約書について、全て勤務時間がシフト制で、早出から夜勤も含め、様々なパターンが書かれています。就業の場所は内本町デイサービスセンターとなっていますが、たぶん法人全体としてこのようなシフトだろうと思われます。

実際はどのように運営をされているのでしょうか。

指定管理者

法人全体として、基本は全てのシフトを記載した労働条件通知書の説明を、雇用契約の前に通知という形でしております。その中で、例えばBのシフトですよとか、Aのシフトですよとかというお話をいたしまして、合意をしてから雇用契約という形で契約をしてい

るのが現状でございます。

委員

そうしますと、実際のデイサービスセンターの開所時間が8時15分から17時15分となっていますが、職員の方の勤務体制としては、この中のどのシフトを組んでおられるのでしょうか

指定管理者

この辺りに関しては、備考に記載しています。例えば、介護職員については、参考資料 2の P4、真ん中に記載しています。

委員

このP4の介護職員の方は備考に記載がありますが、P1、P2、P3の職員の方の備考は、空白や週二日勤務と記載されていますよね。例えば、P3の看護師の方は週二日(8時45分から16時45分)と記載がありますが、P1、P2の職種の方は、正職員の月給の方の契約書だと思いますが、備考が空白ですので、実際どのようなシフトで動いておられるのでしょうか。

指定管理者

今現在8時15分から17時15分という形ですので、記載が漏れております。

委員

8時15分から17時15分というのは、開所時間であってサービス提供時間なのかなと思うのですが。職員の方の勤務時間は、またそれとイコールではないと思います。8時15分から始めるのなら8時15分に来るという形なのでしょうか。ですので、説明時にどう説明しておられるのかなと、聞きたかったところです。当然、こちらでは夜勤や遅出のようなものは無いと思いますので。

指定管理者

基本的には8時15分勤務の17時15分終わりで、勤務をさせてもらっています。

委員

そうすると、ここのシフトにはない時間帯ということになりますか。

指定管理者

備考の記入漏れだと思いますので、記入しなければいけません。

委員

分かりました。ありがとうございます。それが一点目です。

二点目は、参考資料 3 の P2、事業報告書の職員研修実施報告についてお伺いいたします。こちらの職員研修については、毎月実施しておられるということで、きちんとされているなと思って拝見したのですが、これらは、全て所内の内部研修ということになるのでしょうか。

外部研修に出るということを、計画書の中に記載されていたと思うのですが、外部研修 につきましてはどのように対応されているのでしょうか。

指定管理者

現在コロナ禍ですので、できるだけ外部研修を抑えている状況です。内容によりましては、ウェブ研修等に参加するようにという形で、法人の方では指示をしています。

コロナ禍の前は、私共は研修予算を多く計上しておりまして、外部研修から戻ってきましたら、法人全体の職員会議で、研修内容を全員の前で発表するというようなやり方を取っていました。しかしながら、法人全体で集まるという機会が、やはり感染リスクが高いというところで、中止をしている状況です。

ですので、法人の姿勢としては外部研修についても、できるだけ行ってもらうというと ころがあるのですが、ここ 2 年程は、外部研修に行けていないのが実際の状況です。・

委員

ありがとうございます。逆に言えば、内部研修をきっちりされているというのは、それはそれですごく評価すべきことなのですが、内部だけじゃなくて外の研修もと思いましたので、お聞きさせていただきました。

指定管理者

毎年、福知山にあるデイサービスの全国研修会があります。11 月頃に実施しているのですが、そこには毎年参加させていただいています。その他、大阪府下で実施している研修にも参加させていただいていますので、今後、コロナが治まってきましたら、そうしたところにも参加していきますので、よろしくお願いいたします。

委員

あと少し細かいところを何点か。その隣の P3 にある、社会福祉法人等利用者負担軽減 事業は実施しているということですが、実際の利用状況は、どのような感じなのでしょう か。

指定管理者

軽減事業の実施はしているのですが、指定管理を始めてから、まだ1例もその申請の方がおられないのが現状です。

ただ、ケアマネジャー等の方々からも、「こういう方の対応できますか?」という、お 問い合わせはありますので、その時には適切にお答えしています。

委員

ありがとうございます。次に、同じ資料ページの「利用者ニーズの把握」で、色々な形でニーズ把握を行っておられますが、市の評価でも連絡帳を活用しているということや、 事業計画書の中でも個別ベストレターをケアマネジャーの方等へ出す、ということを記載されています。

それらを使って、利用者の方とのコミュニケーションをどのように行っておられるので しょうか?また、連絡帳は実際にどれくらいの御利用者の方に対して活用されているので しょうか?

指定管理者

毎日の連絡帳に、一言書くようにしています。また、月に一回、写真等を載せてお渡し しています。

委員

連絡帳からも何か御要望があれば、例えば、御家族が記入することが可能で、そこから 汲み取ることは可能なのでしょうか。書式が分かりませんが。

指定管理者

御家族が書く欄がありますので、それにお返事しています。

委員

個別ベストレターの提供はどうでしょうか。

指定管理者

毎月、レクリエーションや行事等の際に、御利用者の写真を撮らせてもらいまして、今月はこんなふうに過ごされていましたという内容とその写真を付けて、御家族やケアマネジャーの方にお送りする用のレターとなっています。

委員

これも、それぞれの御利用者に対して行っているということですか。

指定管理者

はい。

委員

ありがとうございます。それでは、事業計画書に記載の内容をきちんと実施していただいていることで承知いたしました。

次に、P4ページの利用状況ですが、コロナ禍で大変だったと思いますが、先程事務局からも利用者が増えているということで、すごく努力されているのだなと思います。ただ、通所介護分の登録者数は52人で、そのうち実際に利用されたのは43人と捉えたらよろしいですね。こちらの数字は、登録されているけれども、コロナ禍もあり御利用がなかった方もおられるということですね。

指定管理者

はい。

委員

このページの下の所にある、「吹田市高齢者安心・自信サポート事業分」ですが、実登録者数の欄が空白ですが、これは登録をする形は取っておられないということですか。

指定管理者

これは恐らく記入漏れです。実際登録は必ずさせていただいています。

委員

実利用者は6人で、そんなに沢山の登録はないということですね。承知いたしました。 最後ですが、同資料の P13 にある利用者アンケートで、この言葉が問題なだけなんですが、「問 10 トイレやお風呂で恥ずかしい思いをされたことがありますか?」で、選択肢が「よい」「普通」「悪い」というのがちょっと分かりにくいかなと思います。

「恥ずかしい思いをされたことがありますか?」なら、「ある」「ない」「時々あった」というような選択肢になるのかなと思います。次回、何かアンケートを取る時は項目とか選択肢の言葉を工夫された方がいいかなと思います。

色々と質問させていただきましたけれども、コロナ禍の中しっかり事業を展開されているなと思っております。ありがとうございました。以上です。

委員長

ヒアリングが終了いたしました。

ここで指定管理者の方々に退室していただきます。指定管理者の方々ありがとうござい

ました。

【吹田市立内本町デイサービスセンター指定管理者の方々 退室】

それでは、次に吹田市立亥の子谷デイサービスセンターの評価の説明に入ります。 事務局お願いします。

事務局

評価の説明の前に、吹田市立亥の子谷デイサービスセンターの指定管理者の方々に入室 していただきます。

【指定管理者の方々の紹介】

それでは、評価の説明をさせていただきます。

【指定管理者及び市のモニタリング・評価の説明】

委員長

説明が終わりました。それでは、次に評価項目「1 管理運営体制」につきまして、専門家の委員から評価した内容の講評をいただきます。委員お願いいたします。

委員

「1 管理運営体制」の講評

評価基準: 当施設の人員体制に関して、雇用契約、労働時間等が労働関係法令を遵守 したものであるか。

【就業規則、雇用契約書、賃金規定ほか各規則・規定等を基に講評。】

- ①常勤職員の給与規程において、基本給だけでも最低賃金額を上回っており、全体に 給与水準が高く優れている。ただし、割増賃金の計算基礎に処遇改善加算手当(毎 月固定支給分)が含まれていないため追記すること。
- ②直近の就業規則の施行日が2019年4月1日となっており、パワハラ防止法等の最新の法改正に対応できていないため、改定することが望ましい。

委員長

委員講評ありがとうございました。それでは、次に評価項目「4 サービス提供の継続性及び安定性」につきまして、専門家の委員から評価した内容の講評をいただきます。 委員お願いいたします。

委員

「4 サービス提供の継続性及び安定性」の講評

評価基準:サービス提供の継続性及び安定性に関して、

・施設の管理運営に係る経営状況が健全であり、継続的かつ安定的なサービス提供が可能であるか。

・団体本体の財務状況も健全であり、引き続き、安定的かつ継続的な管理 運営を行うことが可能であるか。

【活動計算書、損益計算書、貸借対照表等を基に講評。】

- ①収支計算書の経常収支が黒字で安定的な運営がなされている。
- ②財務指標がいずれも基準より大きく上回っており、良い数字である。

委員長

委員講評ありがとうございました。それでは、次にヒアリングを通して【資料 1】評価 シートを完成していただきます。御質問があればお願いいたします。

委員

細かいところを何点か質問させていただきます。まず、参考資料3のP2、職員研修に関して、職員研修実施報告で詳細を報告いただいていると思いますが、基本的には外部研修でしょうか。NO.15の安全運転研修会がもしかしたら内部研修なのか分からないのですが、ほとんどが外部研修なのかなと思いまして、内部研修はどのように計画されているのでしょうか。

指定管理者

半分程度が外部研修となります。動画研修やいのこの里で開催しているようなものは内 部研修になりますので、職員間で伝達研修をしながら実施しています。

委員

分かりました。ありがとうございます。参加者が全員となっているのが内部研修で、参加者が1名等は外部研修と考えて良いということなのでしょうね。

次に、同資料の4ページにある、(5) 社会福祉法人軽減事業ですが、状況としては、対象者がいれば実施はするけれども、対象者が今はいないということなのでしょうか。ここにある、問い合わせのみというのはどういうことでしょうか。

指定管理者

利用に関して問い合わせを受けたのですが、結局、生活保護を受けられるということになり、制度を使われるということにはなりませんでした。利用の機会が生じれば、実施する予定はしております。

委員

ありがとうございます。次に、ニーズの把握と少し関係するのかと思うのですが、申請 段階のものですが、参考資料4の事業計画書P5に、「③家族・介護者との連携及び利用 者・介護者からの要望、意見、苦情への対応」がございます。連携については電話やメー ル、連絡ノートを活用し連絡を密にしていくとあります。そして、利用者アンケートは今回されていますが、他に第三者委員会(年2回)、家族交流会の開催とあります。

コロナ禍ということもあり、これら全てはできていないのかなとも思いますので、実際 ここに記載があるうち、どの程度実施されているのかについて、お聞かせいただければと 思います。

指定管理者

日々の日常的なやり取りは、送迎の際に直接御家族とお話しする機会もありますので、 直接の会話や連絡ノートで行っております。全体に関しては、利用者アンケートの他に家 族交流会を開催したいと考えてはいましたが、コロナ禍でできませんでした。よって、利 用者アンケートの中に御家族から「日頃、思っていることはありませんか?」というよう な項目を追記し、そこに思いを書いていただいて、それにお返事をするという形で利用者 支援についての取組を実施致しました。

委員

第三者委員会についてはどうですか。

指定管理者

第三者委員会は、本体の特別養護老人ホームいのこの里と合同で年2回実施しております。地域、介護相談員を経験されている方と、元利用者の御家族に入っていただき、それぞれの施設の運営状況、事故の状況、苦情等を御報告し、御意見をいただいて運営に反映しております。

委員

承知いたしました。コロナ禍で第三者委員の方々との繋がりが少し薄れているみたいな ところもお聞きしますが、実施されているということで、ありがとうございます。

次に、参考資料 3 に戻りまして、先程の続きの P5 の通所介護事業等事業報告書にある、利用状況の数字をどう解釈すればいいのか教えていただきたいと思います。

開所日数 302 日、実登録者数 80 人、利用者数は実利用者数として合計 802 人と、延利用者数として 6,504 人ですが、この実利用者数の 802 人はどう解釈すればよろしいのでしょうか。

指定管理者

年間のカウントとなっており、毎月の実利用者数は 70 名から 80 名で、年間合計が 802 人、延利用者数は利用回数としてカウントしております。

委員

では、同じ方がカウントされていて、ある意味左側の実利用者数の方が延利用者数、右側の延利用者数が延利用回数という解釈でしょうかね。

分かりました。高齢者安心・自信サポート事業分についても、同様に言えるということで、私からは以上です。コロナ禍の大変な中、きちんと利用者数も増やされて頑張っておられるなと思いました。ありがとうございます。

委員

見えないところについて聞きたいことがありまして、御利用者の方々は要介護ということで、ある程度持病をお持ちの方も多いと思いますが、その方の疾患の様子等を知る取組はされているのですか。例えば、内服薬等をチェックされたりとか、いかがでしょうか。

指定管理者

はい。契約時に薬情をいただきまして、当施設の看護士がお昼の服用薬を毎回来られた時に確認しています。朝夕も薬情を通して把握していますので、お薬関係は契約時と更新時でも服用薬が変更となったときは、持ってきていただいてこちらで情報収集をしています。疾患についても契約時に既往歴を聞きまして、常々体調変化はありますので早期に体調変化があったときは、かかりつけ医に御相談くださいという提案を早目にするようにしています。また、いつもと違う感じなのを気付けるというのも事業所の役目の一つかなと思っていますので、ケアマネジャーの方にも随時情報共有を行っています。

委員

親類側の立場から言うと、デイサービスに通っている家族について、自分が見てないと ころを見てもらっているので、結構利用者手帳を見ています。

そこに書かれていることを読むのはすごく助かりますので、そういう取組は是非していただきたいなと思いました。以上ありがとうございます。

委員長

ヒアリングが終了いたしました。

ここで指定管理者の方々に退室していただきます。指定管理者の方々ありがとうございました。

【吹田市立亥の子谷デイサービスセンター指定管理者の方々 退室】

それでは最後に、事務局より今後のスケジュール等についての説明をお願いいたします。

事務局

【今後のスケジュール等について説明】

委員長

ありがとうございました。

それではこれで、第1回吹田市立老人デイサービスセンター指定管理者候補者選定委員会を閉会いたします。本日はお疲れさまでした。